



税理士 山本 善通 氏

## Question

## 使用人兼務役員

当組合の事務局長が、このたび組合の役員に就任することになりました。(事務局長職はそのままの就任になるので) 使用人兼務役員となると思いますが、この場合の給与、賞与等の取扱いの概要と留意点について教えて下さい。

## Answer

## 【概要】

## (1) 使用人兼務役員について

使用人兼務役員とは、役員のうち部長、課長、その他法人の使用人としての職制上の地位を有し、かつ、常時使用人としての職務に従事する者をいいますが、次のような役員は、使用人兼務役員となりません。なお、同族会社の使用人のうち税務上みなし役員とされる者も使用人兼務役員となりません。

- 1 代表取締役、代表執行役、代表理事および清算人
- 2 副社長、専務、常務その他これらに準ずる職制上の地位を有する役員
- 3 合名会社、合資会社および合同会社の業務執行社員
- 4 取締役(委員会設置会社の取締役に限ります。)、会計参与および監査役ならびに監事
- 5 上記1から4までのほか、同族会社の役員のうち所有割合によって判定した結果、一定の要件を満たす役員

## (2) 使用人兼務役員に支給する給与等について

## ① 給与について

使用人兼務役員に支給する給与については、使用人分については、使用人の給与規程等により支給し、不相当に高額であることに留意しなければなりません。

法人税法施行令第70条第1号イ(過大な役員給与の額)に規定する「その役員に対して支給した給与の額」には、いわゆる役員報酬のほか、当該役員が使用人兼務役員である場合に当該役員に対して支給する、いわゆる使用人分の給料、手当等を含むことに留意して下さい。(法基通9-2-21)

上記の場合において、使用人としての職務に対するものを含めないで当該限度額を算定するためには、株主総会等で使用人兼務役員の使用人分を除く旨の決議が必要となります。(法基通9-2-22)

## ② 賞与について

使用人分の賞与については、原則として損金算入となります。ただし、使用人分賞与のうち、他の使用人に対する賞与の支給時期と異なる時期に支給したものは損金不算入となります。(法令70三)

また、他の使用人に対する賞与の支給時期に支給せず未払金経理をした場合も損金不算入となるので注意が必要です。(法基通9-2-26)

## 【留意点】

- (1) 使用人兼務役員は、常時使用人としての業務に従事していなければなりません。したがって非常勤理事等の場合は、使用人兼務役員にはなれませんので留意して下さい。
- (2) 使用人兼務役員であることの証明を求められる場合もあります。そのためにも「兼務役員雇用実態証明書」等を備えておく必要がありますので留意して下さい。